

○仙台市工場立地法に基づく準則を定める条例

平成二四年一〇月五日

仙台市条例第五二号

(趣旨)

第一条 この条例は、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(平二八、一二・改正)

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、工場立地法及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第三条 工場立地法第四条の二第一項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、別表のとおりとする。

(平二八、一二・改正)

(工場等の敷地が区域の内外にわたる場合等の措置)

第四条 製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の敷地が前条の区域の内外にわたる場合においては、その敷地の過半が当該区域内に属するときは、その敷地の全部について、この条例の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その敷地の全部について、この条例の規定を適用しない。

2 工場等の敷地が別表（一）の項に定める区域及び同表（二）の項に定める区域（以下この項において「両区域」という。）にわたる場合においては、その敷地の両区域に属する部分の過半が同表（一）の項に定める区域に属するときは、その敷地の全部について、同項に定める割合を適用し、その敷地の両区域に属する部分の過半が同表（二）の項に定める区域に属するときは、その敷地の全部について、同項に定める割合を適用する。

3 前二項の規定にかかわらず、工場等の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(仙台市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の廃止)

- 2 仙台市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例（平成十九年仙台市条例第六十二号）は、
廃止する。

（経過措置）

- 3 昭和四十九年六月二十八日に設置され、又は設置のための工事が行われていた工場等の
敷地において生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、
別表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積は、工場立地に関する準則（平成十
年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第一号）（備考）1の二及び三
並びに3の規定の例により算定した面積とする。この場合において、同表（一）の項が適
用されるときは、同準則（備考）1の二中「0.2」とあるのは「0.14」と、同準則（備考）
1の三中「0.25」とあるのは「0.15」と、同準則（備考）3中「0.2」とあるのは「0.14」
と、「0.25」とあるのは「0.15」と読み替えるものとし、同表（二）の項が適用されると
きは、同準則（備考）1の二中「0.2」とあるのは「0.14」と、同準則（備考）1の三中
「0.25」とあるのは「0.14」と、同準則（備考）3中「0.2」とあるのは「0.14」と、「0.25」
とあるのは「0.14」と読み替えるものとする。

附 則（平二八、一二・改正）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第三条の改正規定は、平成二十
九年四月一日から施行する。

附 則（令三、一二・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令四、六・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令七、三・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第三条関係）

（平二八、一二・令三、一二・令四、六・令七、三・改正）

区分		区域	緑地の面積の敷地面積 に対する割合	環境施設の面積の敷地 面積に対する割合
(一)	本市の区域内 における準工	パークシティ南吉成地 区整備計画区域のうち	百分の十四以上	百分の十五以上

	業地域	研究・開発・産業施設地区の区域、六丁の目東地区計画の区域を含む区域、泉パークタウンサイエンスパーク地区計画の区域及びこれに隣接する工業専用地域に隣接する特別業務地区の区域、泉大沢地区計画の区域、蒲生北部地区の区域、茂庭地区整備計画区域のうち業務施設地区の区域並びに岩切山崎今市東地区整備計画区域のうち流通業務B地区の区域		
(二)	本市の区域内における工業地域	松原地区計画の区域、仙台港背後地流通業務地区地区計画の区域、臨港地区の区域に隣接する第三種特別業務地区の区域（仙台港背後地流通業務地区地区計画の区域に含まれる区域を除く。）及び第四種特別業務地区の区域、泉大沢地区整備計画区域のうち研究・開発・工業施設地区の区域並びに蒲生北部地区の区域	百分の十四以上	百分の十四以上
	本市の区域内	臨港地区の区域、仙台		

	における工業 専用地域	港背後地工業地区地区 計画の区域を含む第四 種特別業務地区の区域 に隣接する区域（臨港 地区の区域に含まれる 区域を除く。）、仙台 東部流通団地地区計画 の区域を含む区域、泉 パークタウンサイエン スパーク地区計画の区 域に隣接する区域、六 丁の目東地区計画の区 域を含む準工業地域に 隣接する区域（仙台東 部流通団地地区計画の 区域を含む区域を除 く。）、六丁の目元町 地区計画の区域に隣接 する区域（仙台東部流 通団地地区計画の区域 を含む区域を除く。） 及び岩切山崎今市東地 区整備計画区域のうち 流通業務A地区の区域		
備考 この表緑地の面積の敷地面積に対する割合欄に掲げる割合の算定については、環境 施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地の面積及び工場立地法施行規則（昭 和四十九年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第一号）第三条に規定する 建築物屋上等緑化施設の面積は、敷地面積に百分の七を乗じて得た面積を超えて当該割 合の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。				